

令和6年

第2回可茂衛生施設利用組合議会定例会
議案書

令和6年12月23日

目 次

承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて 令和 6 年度可茂衛生施設利用組合一般会計補正予算（第 1 号） ...	1
承認第 3 号	専決処分の承認を求めることについて 令和 6 年度可茂衛生施設利用組合一般会計補正予算（第 2 号） ...	2
認定第 1 号	令和 5 年度可茂衛生施設利用組合一般会計歳入歳出決算認定に ついて	3
議案第 6 号	令和 6 年度可茂衛生施設利用組合一般会計補正予算（第 3 号） について	4
議案第 7 号	可茂衛生施設利用組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	5
議案第 8 号	請負契約の変更について	8

承認第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年12月23日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

記

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年10月4日専決

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

記

令和6年度可茂衛生施設利用組合一般会計補正予算（第1号）（別冊）

承認第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年12月23日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

記

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年11月5日専決

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

記

令和6年度可茂衛生施設利用組合一般会計補正予算（第2号）（別冊）

認定第1号

令和5年度可茂衛生施設利用組合一般会計歳入歳出決算認定について

令和5年度可茂衛生施設利用組合一般会計歳入歳出決算を、監査委員の意見書を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和6年12月23日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

議案第6号

令和6年度可茂衛生施設利用組合一般会計補正予算（第3号）について

令和6年度可茂衛生施設利用組合一般会計補正予算（第3号）を、別冊のとおり定める。

令和6年12月23日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

議案第7号

可茂衛生施設利用組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

可茂衛生施設利用組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次
のとおり制定する。

令和6年12月23日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

記

可茂衛生施設利用組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する
条例

可茂衛生施設利用組合職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和58年可茂衛生施設利
用組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、可茂衛生施設利用組合職員の給与に関する条例（平成7年可茂衛生施設利用組合条例第2号）の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(特殊勤務手当の種類等)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、<u>危険業務手当</u>とする。</p> <p>2 <u>危険業務手当は、廃棄物焼却施設内</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、可茂衛生施設利用組合職員の給与支給に関する条例（平成7年可茂衛生施設利用組合条例第2号）<u>及び可茂衛生施設利用組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年可茂衛生施設利用組合条例第1号）</u>の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、<u>次のとおり</u>とする。</p> <p>(1) <u>危険業務手当</u></p> <p>(2) <u>災害応急対策等派遣手当</u></p>

作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（平成13年厚生労働省基安発第20号）に規定するレベル2以上の保護具を使用し、炉内等において立会い、検査等の業務に従事した場合に支給する。

3 危険業務手当の額は、1日につき350円とする。ただし、業務に従事した時間が4時間未満の場合は、手当の額に100分の60を乗じて得た額とする。

（支給方法）

第3条 特殊勤務手当の支給期間は、月の初日から末日までとし、その支給期間の特殊勤務手当は、その翌月の給料の支給日に支給する。

（危険業務手当）

第3条 危険業務手当は、廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について（平成13年厚生労働省基発第401号の2）において示された廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱に規定するレベル2以上の保護具を使用し、炉内等において立会い、検査等の業務に従事した場合に支給する。

2 危険業務手当の額は、1日につき350円とする。

（災害応急対策等派遣手当）

第4条 災害応急対策等派遣手当は、異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、構成市町村区域外の地域において災害応急対策、災害復旧等の支援業務に従事した場合に支給する。

2 災害応急対策等派遣手当の額は、1日につき1,000円とする。

（特殊勤務手当の支給等）

第5条 前2条に定める業務に従事した時間が4時間未満の場合の手当の額は、それぞれ定める手当の額に100分の60を乗じて得た額とする。

2 特殊勤務手当の支給期間は、月の初

日から末日までとし、その支給期間の
特殊勤務手当は、その翌月の給料の支
給日に支給する。

附 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。

議案第8号

請負契約の変更について

令和5年7月6日議決による令和6年度 可燃ごみ処理施設長寿命化工事の請負契約（令和5年議案第11号）中、契約の金額「239,800,000円」を「287,161,600円」に変更する。

令和6年12月23日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝